自動車の使用者等に対する報告又は資料の提出要求に関する事務処理要領の制定について(例 規通達)

> 平成11年6月22日 広交企第479号警察本部長

改正 平成28年1月広総務第97号

各部長·参事官 各所属長

この度、道路交通法(昭和35年法律第105号)第75条の2の2第1項に規定する安全運転管理者を選任している自動車の使用者又は安全運転管理者に対する報告又は資料の提出の要求に関する事務処理について、みだしの要領を別添のとおり定め、平成11年6月22日から施行することとした。

本要領を部下職員に周知徹底させ、安全運転管理について適正な指導を行われたい。 別添

自動車の使用者等に対する報告又は資料の提出の要求に関する事務処理要領

### 第1 趣旨

この要領は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第75条の2の2第1項に基づき、広島県公安委員会が行う、安全運転管理者を選任している事業所に係る自動車の使用者又は安全運転管理者(以下「自動車の使用者等」という。)に対する報告又は資料の提出の要求に関する事務処理について必要な事項を定めるものとする。

### 第2 報告又は資料の提出の要求

- 1 報告又は資料の提出を求める対象となる事業所要求の対象となる事業所は、次のとおりとする。
  - (1) 業務中に交通死亡事故を起こした事業所
  - (2) 業務中に重大な交通事故を起こした事業所
  - (3) 安全運転管理者講習を受けなかった事業所
  - (4) その他特に個別指導を必要と認める事業所
- 2 提出を求める報告・資料の内容
  - (1) 報告を求める事項
    - ア 安全運転管理業務の概要
    - イ 交通事故防止対策
    - ウ 従業員に対する交通安全教育の実施状況
    - エ その他安全運転管理に関する事項
  - (2) 提出を求める資料
    - ア 安全運転管理に関する規程
    - イ 運行計画、就業規則等運転者の勤務に関するもの
    - ウ 運転日誌又は運転日報
    - 工 運転者名簿
    - 才 車両台帳
    - カ その他安全運転管理に関する資料

### 第3 事務手続

1 依頼

警察署長は、第2の1に該当する事業所に対し、報告又は資料の提出を求める必要があると認めるときは、別記様式第1号の報告・資料提出要求依頼書(以下「要求依頼書」という。)により、報告は資料の提出要求を交通部交通企画課長(以下「交通企画課長」という。)に依頼するものとする。

### 2 審査

交通企画課長は、前記1の依頼があったときは、対象事案の該当の有無及び必要性について審査し、要求依頼書による要求が適当か否か判断するものとする。

3 要求書の送付

交通企画課長は、前記2の審査により要求を行うべきと決定したときは、別記様式第2号の報

告・資料提出要求書(以下「要求書」という。)を作成し、別記様式第3号の報告・資料提出要求送付書に添付して、当該報告又は資料の提出を求める事業所の所在地を管轄する警察署長に送付するものとする。

4 要求書の交付

前記3により要求書を送付された警察署長は、当該事業所の自動車の使用者等に対してこれを 交付し、報告又は資料の提出を求めるものとする。

5 指導

前記4の報告又は資料の提出要求を行った警察署長は、提出を受けた報告又は資料を検討の上、 当該事業所の自動車の使用者等に対し、安全運転上改善すべき事項について指導するものとする。 なお、当該事業所から指導内容を記載した書面の要求があった場合は、別記様式第4号の安全 運転管理指導書を当該事業所に交付するものとする。

6 報告

前記5の指導を行った警察署長は、その結果を別記様式第5号の報告・資料提出要求結果報告 書に関係資料の写しを添付した上で、交通企画課長に報告するものとする。

- 第4 運用上の留意事項
  - 1 本要領による要求は、あくまで安全運転管理の徹底を図るという行政上の措置であることから、 強制にわたるなどして無用の紛議を招くことがないよう配意すること。
  - 2 本要領による要求によって報告又は提出された資料は、他の目的に使用しないよう十分配意するとともに、個別指導後は、当該事業所の自動車の使用者等に速やかに返還すること。
- 第5 文書の保存

各所属においては、関係書類を1年間保存するものとする。

(別記)

様式第1号

様式第2号

様式第3号

様式第4号

様式第5号

年 月 日

交通部交通企画課長 様

警察署長 (課名)

# 報告 • 資料提出要求依頼書

次のとおり、報告・資料提出要求を依頼します。

記

報提	自動車の使	所在地	也				
告出	用の本拠地	名  移	尔				
• 要	職務上の	)地位	江				
資求	氏	名	Ż				
料先	生 年	月 目	∃	年	月	日生まれ(	歳)
報告・資料提出要求の理由							
意							
見							)

第 号年 月 日

様

広島県公安委員会

卣

## 報告·資料提出要求書

貴事業所の安全運転に必要な業務の推進を図る必要があるので、道路交通法第75 条の2の2第1項の規定により、次の報告又は資料の提出を求めます。

記

報告又は資料提出を求める理由	
報告又は資料提 出 期 限	
報告すべき事項	
提出すべき資料	

年 月 日

警察署長 様

交通部交通企画課長

## 報告 · 資料提出要求送付書

次の者に対し、報告・資料の提出要求が決定されましたので、別添の報告・資料 の提出要求書を本人に交付してください。

記

自動車の	住所又は自動 車の使用の本 拠地(所在地)	
使用者等	事 業 所 名	
	使用者又は安全 運転管理者氏名	
/#		
備考		

第 号 年 月 日 様 警察署長 郎 安全運転管理指導書 貴事業所の安全運転管理の実態について調査しましたが、その結果については次 のとおりです。 記 調查年月日時 事 業 所 名 使用者又は安全 運転管理者氏名 指 導 事 項 履行・改善 すべき事項

年 月 日

交通部交通企画課長 様

警察署長 (課名)

## 報告 • 資料提出要求結果報告書

道路交通法第75条の2の2第1項の規定により、報告及び資料の提出要求を執行した結果は、次のとおりです。

記

執行年月日時	
事 業 所 名	
使用者又は安全 運転管理者氏名	
対 警察の指導事項 応	
措 事業所における自発的措置	

注 提出された関係資料の写しを添付すること。